

税務・財務情報 第2806号

減価償却資産に該当する美術品等について ～ 過去に取得した現有資産の再判定もお忘れなく ～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

減価償却資産に該当する美術品等について ～ 過去に取得した現有資産の再判定もお忘れなく ～

1 はじめに

事業のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や骨とう品などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません(国税庁ホームページより)。すなわち、会社の受付や応接室、社長室等にある絵画や置物といった、いわゆる「美術品等」は、減価償却資産に該当せず、その取得価額を損金や必要経費とすることはできません。しかし、実務上ではこれらの美術品等について、通達による一定の要件を充たす場合に減価償却資産として取り扱うことができるものとされてきました。

ところで、平成 26 年 12 月 19 日に美術品等が減価償却資産に該当するかの判定について新たな通達が発遣され、平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する美術品等について新しい取扱いが適用されることとなりました。今回は、この新しい通達によって、どのような美術品等が減価償却資産に該当するかについて解説します。

2 美術品等の減価償却資産の判定

平成 27 年 1 月 1 日より前において、その「美術品等」が減価償却資産に該当するかどうかの判定は、実務上、以下の通達の要件を充たすかどうかによっていました。

法人税法基本通達 7-1-1 (※改正前・一部要約)

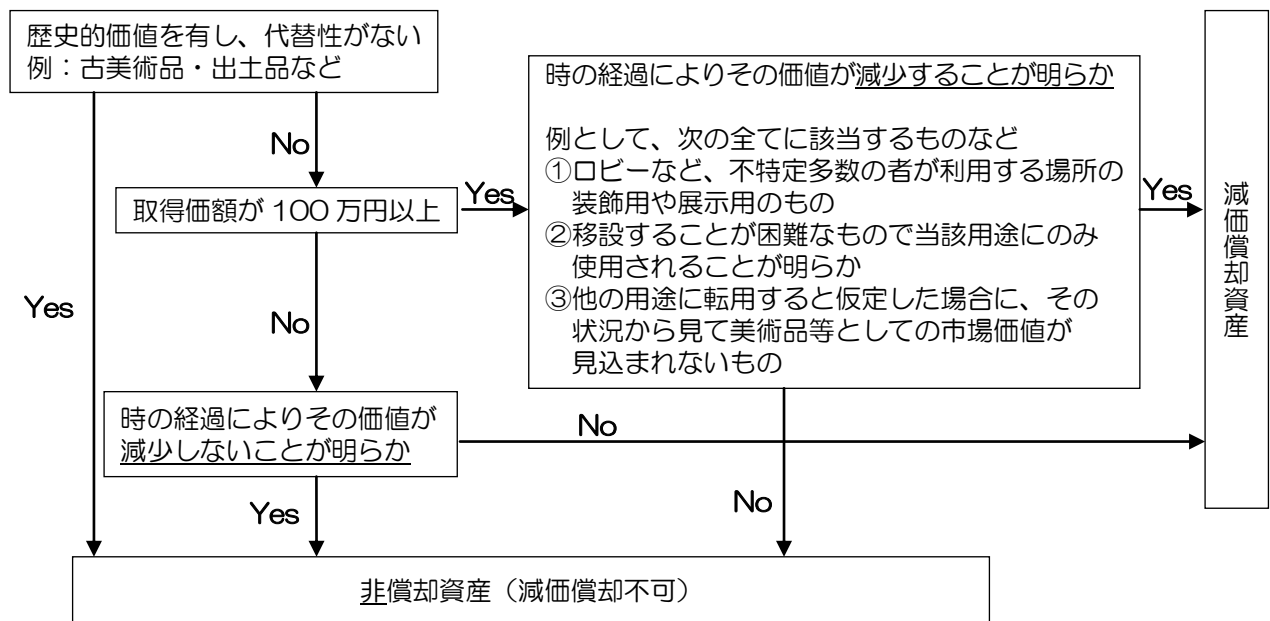
- (1) 書画骨とう(複製のようなものを除く)のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は、原則として減価償却資産に該当しない。次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。
- ①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
 - ②美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等
- (2) 書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が1点 20 万円(絵画にあっては、号 2 万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。

この基準によれば、取得価額が 20 万円以上の美術品等は減価償却資産に該当せず、減価償却を行うことができませんでした。しかし、美術品等の多様化や経済状況の変化等によって、

この基準による判定が実態とは乖離してきたと考えられることから、その実態に応じて取扱いの見直しが行われました。

新しい通達による美術品等の減価償却資産の判定では、取得価額が20万円未満であるかどうかの基準や美術関係の年鑑等に登載されるかどうかの基準を廃止し、また、取得価額が1点100万円以上の美術品等であっても、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものにあっては減価償却資産として取扱われることとなりました。

具体的な、判定については以下のフローチャートをご確認ください。



3 過去に取得した美術品等も対象に

美術品等に係る前述の新しい判定基準は、平成27年1月1日以後に取得するものについて適用されることとなりますが、経過的取扱いとして、同日前に取得をした美術品等についても改正通達の適用を受けることが可能です。ただし、この通達の改正は過去に遡って資産区分の変更を行うものではないため、その資産区分を新しい基準によって減価償却資産へ変更する美術品等については、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度から減価償却を行うこととなります。

また、この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて、旧定額法、旧定率法、定額法、250%定率法又は200%定率法によることとなりますが、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして、定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等にあっては、少額減価償却資産として損金算入することも認められます。

なお、平成27年1月1日より前に取得した美術品等への経過的取扱いは、適用初年度に減価償却資産に該当するかの再判定を行い、減価償却資産に該当することとした美術品等に限る

て認められます。そのため適用初年度において減価償却資産の再判定を行わなかった場合には、その後において減価償却資産に資産区分を変更することは認められません。

ところで、絵画や彫刻などの美術品等で、減価償却資産に該当するものとした場合の法定耐用年数は、それぞれの美術品等の構造や材質等に応じて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第一に掲げる区分に従って判定することとなります。例えば、その美術品等が「器具及び備品」の室内装飾品に該当する場合には、次のとおりです。

- (1) 室内装飾品のうち主として金属製のもの …… 15年
例えば、金属製の彫刻など
- (2) 室内装飾品のうちその他のもの …… 8年
例えば、絵画・陶磁器・彫刻など（主として金属製のもの以外のもの）

4 固定資産税（償却資産）の申告が必要な場合も

固定資産税（償却資産）とは、法人や個人がその事業のために用いている有形固定資産に対して課税される地方税です。非償却資産である美術品等は課税の対象から除かれています。その資産区分を減価償却資産とした場合には課税の対象となります。

個人事業主と12月決算法人は適用年度の初日が平成27年1月1日であるため、平成27年度から償却資産の申告が必要ですが、その一方で、12月以外の決算月の法人にあっては、適用初年度の初日が平成27年1月1日より後となることから、償却資産の申告は平成28年度から行うこととなります。

なお、3月決算法人が平成28年3月頃に、保有する美術品等について減価償却資産に該当すると判断した場合には、28年度の償却資産の申告の修正をしなければなりません。

5 まとめ

今回は、平成27年1月1日以後に取得する美術品等の資産区分の判定についてご紹介しました。今まで減価償却資産とすることができる美術品等は、その取得価額が20万円未満のものに限られていましたが、新しい判定基準によれば、取得価額に関わらず一定の要件を充たすことで減価償却資産とすることができるようになりました。

また、平成27年1月1日より前に取得した美術品等であっても、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度において資産区分の再判定を行うことで、その美術品等を減価償却資産とすることが可能です。ただし、この事業年度で減価償却資産としなかった場合には、以後の事業年度で資産区分を変更することは認められませんのでご注意ください。

これから美術品等を取得する場合は、この基準によって資産区分の判定を行うこととなりますが、現在美術品等を保有されている方も、減価償却資産に該当するかどうかを検討してみたいかがでしょうか。ご不明点などあれば、弊社までお問い合わせください。